

消防消第 13 号
消防救第 18 号
平成 29 年 2 月 8 日

各都道府県知事
各指定都市市長

消防庁次長

消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 4 号。以下「改正省令」という。）、消防署の組織の管轄区域を定める件（平成 29 年消防庁告示第 1 号。以下「管轄区域告示」という。）、救急隊員の行う応急処置等の基準を改正する件（平成 29 年消防庁告示 2 号。以下「応急処置等基準改正告示」という。）、救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者を定める件を廃止する件（平成 29 年消防庁告示 3 号。以下「廃止告示」という。）、消防力の整備指針の一部を改正する件（平成 29 年消防庁告示 4 号。以下「整備指針改正告示」という。）及び消防学校の教育訓練の基準の一部を改正する件（平成 29 年消防庁告示 5 号。以下「教育訓練基準改正告示」という。）が本日公布されました。（別添）

今回の改正等は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 379 号。以下「改正政令」という。）による消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）の改正に伴い、総務省令で定めることとした、実施計画に記載する事項の規定、救急業務に関する基礎的な講習の規定及び救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者の規定、消防庁長官が定めることとした消防署の組織の管轄区域の規定その他所要の規定の整備等を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

また、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村の准救急隊員を含む救急隊の配置希望状況等を踏まえ、消防学校において、救急業務に関する基礎的な講習を受講できるようカリキュラムの変更等必要な措置を講じられるようお

願います。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第一 改正省令に関する事項

1 実施計画に記載する事項の規定について

改正政令による改正後の消防法施行令（以下「政令」という。）第 44 条第 2 項に規定する「消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域内において発生する消防法（昭和 23 年法律 186 号）第 2 条第 9 項に規定する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項」は、以下のとおりとしたこと。（改正省令による改正後の消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 50 条の 2 関係）

- 一 政令第 44 条第 2 項の規定に基づく救急業務を実施する地域及び時間帯並びに准救急隊員の人数、勤務形態、配置場所その他の実施体制
- 二 複数の場所における傷病者の発生、多数の傷病者の発生等の場合に、実施地域以外の地域から救急現場に必要な応じて救急隊一隊以上を出動させることができる体制の確保に関する事項
- 三 医師が救急業務を行う救急隊員及び准救急隊員に対して必要な応じて指導又は助言を行うことができる体制の確保に関する事項
- 四 前 3 号に掲げるもののほか、救急業務の適切な実施を図るために必要な事項

2 救急業務に関する基礎的な講習の規定について

政令第 44 条第 6 項第 1 号に規定する「救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるもの」は、「救急業務及び救急医学の基礎」、「応急処置の総論」等の課目及び 92 時間以上の講習としたこと。（規則第 51 条の 2 の 2 関係）

3 救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者の規定について

政令第 44 条第 6 項第 2 号に規定する「救急業務に関し救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者」は、以下のとおりとしたこと。

(規則第 51 条の 2 の 3 関係)

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 看護師
- 四 准看護師
- 五 救急救命士
- 六 規則第 51 条に規定する講習の課程を修了した者

4 救急業務に関する講習の規定について

政令第 44 条第 5 項第 1 号及び第 44 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する「救急業務に関する講習で総務省令で定めるもの」は、「救急業務及び救急医学の基礎」、「応急処置の総論」等の課目及び 250 時間以上の講習としたこと。(規則第 51 条関係)

5 救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者の規程について

政令第 44 条第 5 項第 2 号及び第 44 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する「救急業務に関し救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者」は、以下のとおりとしたこと。(規則第 51 条の 2 関係)

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 看護師
- 四 准看護師
- 五 救急救命士

第二 管轄区域告示に関する事項

政令第 44 条第 2 項に規定する「消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域」は、以下のとおりとしたこと。

- 一 消防署の出張所の管轄区域
- 二 消防署の管轄区域であって、当該消防署の出張所の管轄区域以外のもの

第三 応急処置等基準改正告示に関する事項

1 准救急隊員が行う観察等について

准救急隊員は、応急処置を行う前に傷病者の症状に応じて、表情や顔色を見る、傷病者の言動を観察する、出血の部位、血液の色及び出血の量を調べる

等の観察等を行うものとしたこと。(応急処置等基準改正告示による改正後の救急隊員及び准救急隊員の応急処置等の基準(昭和53年消防庁告示第2号。以下「応急処置等基準告示」という。)第5条第2項関係)

2 准救急隊員が行う応急処置について

准救急隊員は、応急処置等基準告示第5条第2項及び第3項の観察等の結果に基づき、傷病者の症状に応じて、口腔内の清拭による気道確保、呼気吹き込み法による人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ等の応急処置を行うものとしたこと。(応急処置等基準告示第6条第2項関係)

第四 廃止告示に関する事項

救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者を定める件は、平成29年3月31日限り廃止することとしたこと。

第五 整備指針改正告示に関する事項

消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)における救急隊の定義に准救急隊員を含む救急隊を加え、准救急隊員を含む救急隊の救急自動車に搭乗する隊員の数の基準を、救急隊員2人及び准救急隊員1人とするものとしたこと。(整備指針改正告示による改正後の消防力の整備指針第2条第10号及び第28条第2項関係)

第六 教育訓練改正告示に関する事項

消防学校における消防職員に対する専科教育に准救急科を加え、准救急科における教育訓練の基準を、救急業務及び医学の基礎、応急処置の総論等の教科目及び単位時間数92時間としたこと。(教育訓練改正告示による改正後の消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)第5条第2項第7号関係)

第七 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

改正省令、管轄区域告示、応急処置等基準改正告示、整備指針改正告示及び教育訓練基準改正告示は、平成29年4月1日から施行することとし、廃止告示は、公布の日から施行することとしたこと。

2 経過措置に関する事項

(1) 改正省令の施行の日前に改正規則による改正前の消防法施行規則(以

下「旧規則」という。) 第 51 条に規定する講習を修了した者については、規則第 51 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとしたこと。

(改正省令附則第 2 条関係)

- (2) 改正省令の施行の日前に旧規則第 51 条の 2 第 2 号の規定に基づき消防庁長官が認定した者については、規則 51 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例によることとしたこと。(改正省令附則第 3 条関係)
- (3) 改正省令の施行の日前に旧規則第 51 条に規定する講習を修了した者及び旧規則第 51 条の 2 第 2 号の規定により消防庁長官が認定した者については、応急処置等基準告示第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとしたこと。(応急処置等改正告示附則第 2 項関係)

○総務省令第四号

消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百七十九号）の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第二項、第五項及び第六項並びに第四十四条の二第三項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月八日

総務大臣 山本 早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の二」を「第五十一条の二の三」に改める。

第五十条の次に次の一条を加える。

（実施計画の記載事項）

第五十条の二 令第四十四条第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 令第四十四条第二項の規定に基づく救急業務を実施する地域（次号において「実施地域」という。）及び時間帯並びに准救急隊員の人数、勤務形態、配置場所その他の実施体制
- 二 複数の場所における傷病者の発生、多数の傷病者の発生等の場合に、実施地域以外の地域から救急現場に必要な応じて救急隊一隊以上を出動させることができる体制の確保に関する事項

三 医師が救急業務を行う救急隊員及び准救急隊員に対して必要に応じて指導又は助言を行うことができる体制の確保に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、救急業務の適切な実施を図るために必要な事項

第五十一条中「第四十四条第三項第一号」を「第四十四条第五項第一号」に改め、同条の表を次のように改める。

課目	分類	内容	時間数
救急業務及び救急医学の基礎	救急業務の総論及び医学概論	救急業務の沿革及び意義、救急隊員及び准救急隊員の責務等並びに医学概論	五十
解剖・生理	総論、身体各部の名称及び皮膚系、筋骨格系、呼吸系、循環系、泌尿系、消化系、神経系、感覚系、内分泌系、生殖系その他の系		
社会保障・社会福祉	社会保障の概念、社会保障及び社会福祉の関係法規、社会福祉体制並びに医療保険		
救急実務及び関係法規	死亡事故の取扱い、救急活動の通信システム及びその運用、救急活動の基礎的事項、救急活動の記		

	<p>応急処置の 総論</p>	<p>録、救急業務の関係機関並びに救急業務の関係法 規</p>	
	<p>観察</p>	<p>総論、バイタルサインの把握、全身・局所所見の把握、受傷機転の把握及び既往症等の聴取</p>	<p>七十三</p>
	<p>検査</p>	<p>一般検査、生理学的検査並びに検査機器の原理・構造及び保守管理</p>	
	<p>応急処置総論</p>	<p>心肺蘇生、止血、被覆、固定、保温、体位管理及び搬送</p>	
	<p>応急処置各論</p>	<p>気道確保、異物除去、人工呼吸、胸骨圧迫心臓マッサージ（人工呼吸との併用を含む。）、酸素吸入、直接圧迫及び間接圧迫による止血、被覆、副子固定、在宅療法継続中の傷病者搬送時における処置の維持、保温、体位管理、各種搬送、救出並びに車内看護</p>	
<p>救急医療・災害医療</p>		<p>救急医療体制、プレホスピタル・ケアを担当する医療関係者、多数傷病者発生事故の対応及びトリ</p>	

応急処置 特殊病態別	病態別応急 処置											
小児・新生児	消化管） 異物（気道・	溺水	中毒	熱傷・電撃傷	頸髄（ <small>けい</small> ）損傷 頭部・頸椎（ <small>けい</small> ）	一般外傷	出血	意識障害	環不全	ショック・循	心肺停止	
救急疾患の重症度判定、小児の事故並びに心肺蘇	原因、病態生理、病態の把握、応急処置及び病態 の評価										アー ジ	
二十五											六十七	

合	実習及び行事						
			その他特殊病態	精神障害	産期	産婦人科・周産期	高齢者
計	救急用資器材の操作法、保管管理及び消毒、シミュレーション実習、医療機関及び現場における実地研修並びに入校式・修了式その他の行事	<ul style="list-style-type: none"> 切断四肢の取扱い、多発外傷、鼻出血、眼損傷、口腔損傷、日射病・熱射病、寒冷損傷、爆傷、酸欠、潜函病^{かん}、急性放射線障害及び動物による咬傷^{こう} 刺傷 	病態の評価及び精神科の治療	精神科救急の基礎的事項、精神科救急への対応、	産婦人科疾患、分娩 ^{べん} の介助及び分娩直後の新生児の管理	産婦人科・周産期の基礎的事項、救急と関連する	<p>痛、胸痛、呼吸困難その他の疾患</p> <p>高齢者の基礎的事項及びショック、意識障害、頭痛、胸痛、呼吸困難その他の疾患</p>
	二百五十	三十五					生法

第五十一条の二の見出し中「もの」を「者」に改め、同条中「第四十四条第三項第二号」を「第四十四条第五項第二号」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 医師
 - 二 保健師
 - 三 看護師
 - 四 准看護師
 - 五 救急救命士
- 第五十一条の二の次に次の二条を加える。

(救急業務に関する基礎的な講習)

第五十一条の二の二 令第四十四条第六項第一号の総務省令で定める救急業務に関する基礎的な講習は、消防庁長官、都道府県知事又は市町村長が行う次の表に掲げる課目及び時間数以上のものとする。

課目	分類	内 容	時間数
救急業務及び救急医学の基礎	救急業務の総論及び医学概論	救急業務の沿革及び意義、救急隊員及び准救急隊員の責務等並びに医学概論	十五

特殊病態別	病態別応急 処置											
小児・新生児	消化管) 異物(気道・	溺水	中毒	熱傷・電撃傷	頸髄) 損傷 頸部・頸椎(一般外傷	出血	意識障害	環不全	ショック・循	心肺停止	
小児及び新生児の基礎的事項、症状からみた小児	原因、病態生理、病態の把握、応急処置及び病態 の評価										出 処置の維持、保温、体位管理、各種搬送並びに救	
											十五	

実習及び行事	応急処置				
	その他特殊病態	精神障害	産婦人科・周産期	高齢者	
救急用資器材の操作法、保管管理及び消毒、シミュレーション実習、医療機関及び現場における実地研修並びに入校式・修了式その他の行事	<p>切断四肢の取扱い、多発外傷、鼻出血、眼損傷、口腔損傷、日射病・熱射病、寒冷損傷、爆傷、酸欠、潜函病^{かん}、急性放射線障害及び動物による咬傷^{こう}</p> <p>・刺傷</p>	精神科救急の基礎的事項、精神科救急への対応、病態の評価及び精神科の治療	産婦人科疾患、分娩 ^{べん} の介助及び分娩 ^{べん} 直後の新生児の管理	高齢者の基礎的事項及びショック、意識障害、頭痛、胸痛、呼吸困難その他の疾患	救急疾患の重症度判定、小児の事故並びに心肺蘇生法
二十					

合

計

九十二

(救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者)

第五十一条の二の三 令第四十四条第六項第二号の総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 看護師
- 四 准看護師
- 五 救急救命士
- 六 第五十一条に規定する講習の課程を修了した者

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(救急業務に関する講習を修了した者に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日(次条において「施行日」という。)前にこの省令による改正前の消防法施行規則(次条において「旧令」という。)第五十一条に規定する講習を修了した者については

、この省令による改正後の消防法施行規則（次条において「新令」という。）第五十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（消防庁長官が救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有すると認定した者に関する経過措置）

第三条 施行日前に旧令第五十一条の二第二号の規定に基づき消防庁長官が認定した者については、新令第五十一条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 救急隊の編成の基準（第五十条―第五十一条の二の三）</p> <p>第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六章 救急隊の編成の基準</p> <p>（実施計画の記載事項）</p> <p>第五十条の二 令第四十四条第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 令第四十四条第二項の規定に基づく救急業務を実施する地域（次号において「実施地域」という。）及び時間帯並びに准救急隊員の人数、勤務形態、配置場所その他の実施体制</p> <p>二 複数の場所における傷病者の発生、多数の傷病者の発生等の場合に、実施地域以外の地域から救急現場に必要なに応じて救急</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 救急隊の編成の基準（第五十条―第五十一条の二）</p> <p>第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六章 救急隊の編成の基準</p> <p>（新設）</p>

隊一隊以上を出動させることができる体制の確保に関する事項

三 医師が救急業務を行う救急隊員及び准救急隊員に対して必要に応じて指導又は助言を行うことができる体制の確保に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、救急業務の適切な実施を図るために必要な事項

(救急業務に関する講習)

第五十一条 令第四十四条第五項第一号及び令第四十四条の二第三項第一号の総務省令で定める救急業務に関する講習は、消防庁長官、都道府県知事又は市町村長が行う次の表に掲げる課目及び時間数以上のものとする。

課目	分類	内容	時間数
救急業務及び救急医学の基礎	救急業務の総論及び医学概論	救急業務の沿革及び意義、救急隊員及び准救急隊員の責務等並びに医学概論	五十
解剖・生理	総論、身体各部の名称及び		

(救急業務に関する講習)

第五十一条 令第四十四条第三項第一号及び令第四十四条の二第三項第一号の総務省令で定める救急業務に関する講習は、消防庁長官、都道府県知事又は市町村長が行う次の表に掲げる課目及び時間数以上のものとする。

課目	範囲	時間数
救急業務の総論	沿革、意義、隊員の責務等	時間 四
応急処置に必要な	総論、身体各部の名称及び皮膚系、骨格系、筋系、呼吸系、循環系、消化系、泌	八

の総論 応急処置	観察	救急実務及び関係法規	社会保障・社会福祉	
		死亡事故の取扱い、救急活動の通信システム及びその運用、救急活動の基礎的事項、救急活動の記録、救急業務の関係機関並びに救急業務の関係法規	社会保障の概念、社会保障及び社会福祉の関係法規、社会福祉体制並びに医療保険	皮膚系、筋骨格系、呼吸系、循環系、泌尿系、消化系、神経系、感覚系、内分泌系、生殖系その他の系
	総論、バイタルサインの把握、全身・局所所見の把握、受傷機転の把握及び既往症等の聴取	七十三		

急処置	応急処置の基礎及び実技	解剖・生理系
傷病別応急処置 外傷（出血、ショック、創傷、頭部外傷、顔面外傷、眼外傷、頸部外傷、胸部外傷、腹部外傷、性器外傷、脊椎（脊髄）外傷、四肢外傷及び多発外傷）、特殊傷病（熱傷、日（熱）射病、寒冷損傷、電撃傷、爆傷、酸欠、溺水、潜函病、急性中毒、気道等の異物、急性放射線障害及び動物による咬傷・刺傷）及び疾病（心発作、意識障害、けいれん、高熱、呼吸困難、腹痛、性器出血、精神障害及び老人・小児	観察等（観察・判断及び既往症等の聴取）、心肺そ生（気道確保、異物除去、人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ（人工呼吸との併用を含む。）及び酸素吸入）、止血（直接圧迫及び間接圧迫による止血）、被覆、固定、保温、体位管理及び搬送等（各種搬送、救出及び車内看護）	泌尿系、神経系、感覚系、生殖系その他の系
四十三	四十二	

救急医療・	論 応急処置各	論 応急処置総	検査
救急医療体制、プレホスピ	出並びに車内看護 、体位管理、各種搬送、救 療法継続中の傷病者搬送時 における処置の維持、保温 血、被覆、副子固定、在宅 圧迫及び間接圧迫による止 療法継続中の傷病者搬送時 含む。）、酸素吸入、直接 呼吸、胸骨圧迫心臓マッサ 気道確保、異物除去、人工 ージ（人工呼吸との併用を 送 定、保温、体位管理及び搬 心肺蘇生、止血、被覆、固	送 定、保温、体位管理及び搬 心肺蘇生、止血、被覆、固	一般検査、生理学的検査並 びに検査機器の原理・構造 及び保守管理

合	実地研修 、教育効 果測定及 び行事	法規	救急実務 及び関係 法規	救急用器 具・材料 の取扱い	
	医療機関及び現場における実地研修、実 地試験及び学科試験並びに開講式、閉講 式その他の行事	関係機関及び関係法規	多数傷病者発生事故及び死亡事故の取扱 い、救急活動の通信システム及びその運 用、救急現場における活動要領及び注意 事項、救急活動の記録並びに救急業務の 関係機関及び関係法規	救急用器具・材料の操作法、保管・管理 及び消毒	の疾患)の応急処置並びに分娩 ^{べん} 及び新生 児の取扱い
計					
百三十五	二十一		十	七	

							病態別応急処置	
傷 熱傷・電撃	傷 頭部・頸椎 (頸髄)損	一般外傷	出血	意識障害	循環不全	ショック・	心肺停止	災害医療
							原因、病態生理、病態の把握、応急処置及び病態の評価	タル・ケアを担当する医療関係者、多数傷病者発生事故の対応及びトリアージ
							六十七	

		特殊病態 別応急処 置				
産婦人科・ 周産期	高齢者	小児・新生 児	・消化管 異物（気道	溺水	中毒	
産婦人科・周産期の基礎的事項、救急と関連する産婦人科疾患、分娩 <small>べん</small> の介助及び分娩直後の新生児の管理	高齢者の基礎的事項及びシヨック、意識障害、頭痛、胸痛、呼吸困難その他の疾患	小児及び新生児の基礎的事項、症状からみた小児救急疾患の重症度判定、小児の事故並びに心肺蘇生法				
						二十五

合	行事 実習及び			精神障害
			その他特殊 病態	
計	救急用資器材の操作法、保 管管理及び消毒、シミュレ ーション実習、医療機関及 び現場における実地研修並 びに入校式・修了式その他 の行事	咬傷・刺傷 病、急性放射線障害及び動 物による咬傷・刺傷	切断四肢の取扱い、多発外 傷、鼻出血、眼損傷、口腔 損傷、日射病・熱射病、寒 冷損傷、爆傷、酸欠、潜函 病、急性放射線障害及び動 物による咬傷・刺傷	精神科救急の基礎的事項、 精神科救急への対応、病態 の評価及び精神科の治療
二百五十		三十五		

(救急業務に関する講習の課程を修了した者)と同等以上の学識
経験を有する者)

第五十一条の二 令第四十四条第五項第二号及び令第四十四条の二
第三項第二号の総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とす
る。

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 看護師
- 四 准看護師
- 五 救急救命士

(救急業務に関する基礎的な講習)

第五十一条の二の二 令第四十四条第六項第一号の総務省令で定め
る救急業務に関する基礎的な講習は、消防庁長官、都道府県知事
又は市町村長が行う次の表に掲げる課目及び時間数以上のものと
する。

課目	分類	内 容	時間数
救急業務 及び救急	救急業務の 総論及び医	救急業務の沿革及び意義、 救急隊員及び准救急隊員の	十五

(救急業務に関する講習の課程を修了した者)と同等以上の学識
経験を有する者)

第五十一条の二 令第四十四条第三項第二号及び令第四十四条の二
第三項第二号の総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とす
る。

- 一 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三条の規定によ
る救急救命士の免許を受けている者
- 二 消防庁長官が前条に定める講習の課程を修了した者と同等以
上の学識経験を有すると認定した者

(新設)

		医学の基礎	
応急処置の総論			
検査	観察	救急実務及び関係法規	解剖・生理
一般検査、生理学的検査及	総論、バイタルサインの把握、全身・局所所見の把握、受傷機転の把握及び既往症等の聴取	死亡事故の取扱い、救急活動の通信システム及びその運用、救急活動の基礎的事項、救急活動の記録、救急業務の関係機関並びに救急業務の関係法規	総論、身体各部の名称及び皮膚系、筋骨格系、呼吸系、循環系、泌尿系、消化系、神経系、感覚系、内分泌系、生殖系その他の系
		四十二	

<p>病態別応急処置</p>			
<p>循環不全 ショック・</p>	<p>心肺停止</p>	<p>論 応急処置各</p>	<p>論 応急処置総</p>
<p>評価 把握、応急処置及び病態の評</p>	<p>原因、病態生理、病態の把握、応急処置及び病態の評</p>	<p>に救出 、体位管理、各種搬送並びに救出 療法継続中の傷病者搬送時における処置の維持、保温、体位管理、各種搬送並びに救出</p>	<p>送 心肺蘇生、止血、被覆、固定、保温、体位管理及び搬送</p>
<p>十五</p>			

特殊病態									
小児・新生	・消化管 異物（気道）	溺水	中毒	傷 熱傷・電撃	傷 （頸髄）損	頭部・頸椎	一般外傷	出血	意識障害
小児及び新生児の基礎的事									

別応急処置

児	高齢者	産婦人科・ 周産期	精神障害	その他特殊 病態
項、症状からみた小児救急疾患の重症度判定、小児の事故並びに心肺蘇生法	高齢者の基礎的事項及びシヨック、意識障害、頭痛、胸痛、呼吸困難その他の疾患	産婦人科・周産期の基礎的事項、救急と関連する産婦人科疾患、分娩の介助及び分娩直後の新生児の管理	精神科救急の基礎的事項、精神科救急への対応、病態の評価及び精神科の治療	切断四肢の取扱い、多発外傷、鼻出血、眼損傷、口腔損傷、日射病・熱射病、寒冷損傷、爆傷、酸欠、潜函

合	実習及び 行事		
計	救急用資器材の操作法、保 管管理及び消毒、シミュレ ーション実習、医療機関及 び現場における実地研修並 びに入校式・修了式その他 の行事	病、急性放射線障害及び動 物による咬傷・刺傷	二十
	九十二		

(救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者)

第五十一条の二の三 令第四十四条第六項第二号の総務省令で定め
る者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 看護師
- 四 准看護師

(新設)

五| 救急救命士
六| 第五十一条に規定する講習の課程を修了した者

○消防庁告示第一号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第二項の規定に基づき、消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域を次のように定める。

平成二十九年二月八日

消防庁長官 青木 信之

消防署の組織の管轄区域を定める件

消防法施行令第四十四条第二項の消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域は、次に掲げるものとする。

- 一 消防署の出張所の管轄区域
- 二 消防署の管轄区域であつて、当該消防署の出張所の管轄区域外のもの

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○消防庁告示第二号

救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和五十三年消防庁告示第二号）を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月八日

消防庁長官 青木 信之

題名を次のように改める。

救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準

第一条中「救急隊員」を「救急隊員及び准救急隊員（以下「隊員」という。）」に改める。

第二条の見出しを「（定義）」に改め、同条中「政令第三十七号」の下に「。次項において「令」という。」を加え、「第四十四条第三項」を「第四十四条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この基準において准救急隊員とは、令第四十四条第六項に該当する者をいう。

第三条中「救急隊員」を「隊員」に改める。

第五条第一項の表に次のように加える。

(九) 血圧の状態	血圧計を使用して血圧を測定する。
(十) 心音及び呼吸音等の状態	聴診器を使用して心音及び呼吸音等を聴取する。

<p>(十一) 血中酸素飽和度の状態</p>	<p>血中酸素飽和度測定器を使用して血中酸素飽和度を測定する。</p>
<p>(十二) 心電図</p>	<p>心電計及び心電図伝送装置を使用して心電図伝送等を行う。</p>

第五条第二項を次のように改める。

2 准救急隊員は、応急処置を行う前に、傷病者の症状に応じて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い傷病者の観察等を行うものとする。

区分	方法
<p>(一) 顔貌</p>	<p>表情や顔色を見る。</p>
<p>(二) 意識の状態</p>	<p>ア 傷病者の言動を観察する。 イ 呼びかけや皮膚の刺激に対する反応を調べる。 ウ 瞳孔の大きさ、左右差、変形の有無を調べる。 エ 懐中電灯等光に対する瞳孔反応を調べる。</p>

(三) 出血	出血の部位、血液の色及び出血の量を調べる。
(四) 脈拍の状態	橈骨動脈、総頸動脈、大腿動脈等を指で触れ、脈の有無、強さ、規則性、脈の早さを調べる。 ア 胸腹部の動きを調べる。 イ 頬部及び耳を傷病者の鼻及び口元に寄せて空気の動きを感じとる。
(五) 呼吸の状態	
(六) 皮膚の状態	皮膚や粘膜の色及び温度、付着物や吐物等の有無及び性状、創傷の有無及び性状、発汗の状態等を調べる。
(七) 四肢の変形や運動の状態	四肢の変形や運動の状態を調べる。
(八) 周囲の状況	傷病発生の原因に関連した周囲の状況を観察する。
(九) 血圧の状態	ア 自動式血圧計を使用して血圧を測定する。 イ 救急隊員と連携して、手動式血圧計を使用して血圧を測定する。
(十) 血中酸素飽和度の状態	血中酸素飽和度測定器を使用して血中酸素飽和度を測定する。

第五条第三項中「救急隊員」を「隊員」に改める。

第六條第一項中「前條」を「前條第一項及び第三項」に改め、同項の表(一)項ア(オ)中「エアウエイ」を「エアウエイ」に改め、同項ア中、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 喉頭鏡又は鉗子等による異物の除去

喉頭鏡及び異物除去に適した鉗子等を使用して吐物及び異物を除去する。

第六條第一項の表(一)項イ中(エ)を削り、同項ウ中

手を用いて胸骨をくり返し圧迫することにより心マッサージを行う。

を

(ア) 手を用いて胸骨をくり返し圧迫することにより心マッサージを行う。

(イ) 自動式心マッサージ器を用いて

に改め、同表(二)項及び(三)項中「ほう帯」を「包帯」に改

心マッサージを行う。

め、同表(七)項を次のように改める。

(八) その他	ア 傷病者の生命の維持又は症状の悪化の防止に必要と認められる処置を行う。 イ 在宅療法継続中の傷病者の搬送時に、継続されている療法を維持するために必要な処置を行う。
---------	---

第六条第一項の表中、(六)項を(七)項とし、(五)項を(六)項とし、(四)項の次に次のように加える。

(五) 血圧の保持に関する処置及び骨折に対する処置	ショック・パンツを使用して血圧の保持と骨折肢の固定を行う。
---------------------------	-------------------------------

第六条第二項を次のように改める。

2 准救急隊員は、前条第二項及び第三項の観察等の結果に基づき、傷病者の症状に応じて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い応急処置を行うものとする。

区分	方法
	(ア) 口腔内の清拭 直接手指又は手指にガーゼを巻

(一) 意識、呼吸、循環
の障害に対する処置

イ 人工呼吸	ア 気道確保
b 口対鼻による人工呼吸 a 口対口による人工呼吸 (ア) 呼気吹き込み法による人工呼吸 次の方法により直接傷病者の口 や鼻から呼気を吹き込む。	き、異物を口角部からかき出す。 (イ) 口腔内の吸引 口腔内にある血液や粘液等を吸 引器を用いて吸引し除去する。 (ウ) 咽頭異物の除去 背部叩打法又はハイムリック法 により咽頭異物を除去する。 (エ) 頭部後屈法又は下顎拳上法によ る気道確保 頭部後屈法又は下顎拳上法で気 道を確保する。

<p>(二) 外出血の止血に関する処置</p>					
<p>イ 間接圧迫による止</p>	<p>ア 出血部の直接圧迫による止血</p>	<p>オ 酸素吸入</p>	<p>エ 除細動</p>	<p>ウ 胸骨圧迫心マッサージ</p>	
<p>出血部より中枢側を手指又は止血帯</p>	<p>出血部を手指又は包帯を用いて直接圧迫して止血する。</p>	<p>救急隊員と連携して、加湿流量計付酸素吸入装置その他の酸素吸入器による酸素吸入を行う。</p>	<p>自動体外式除細動器による除細動を行う。</p>	<p>手を用いて胸骨をくり返し圧迫することにより心マッサージを行う。</p>	<p>c 口対ポケットマスクによる人工呼吸 (イ) 手動式人工呼吸器（マスクバッグ人工呼吸器）による人工呼吸 手動式人工呼吸器を用いて人工呼吸を行う。</p>

		血	により圧迫して止血する。
(三)	創傷に対する処置	創傷をガーゼ等で被覆し包帯をする。	
(四)	骨折に対する処置	副子を用いて骨折部分を固定する。	
(五)	体位	傷病者の症状や創傷部の保護等に適した体位をとる。	
(六)	保温	毛布等により保温する。	
(七)	その他	傷病者の生命の維持又は症状の悪化の防止に必要と認められる処置を行う。	

第六条第三項及び第七条中「救急隊員」を「隊員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第四号。この項において「改正令」という。）の施行の日前に改正令による改正前の消防法施行規則（この項において「旧令」という。）第五十一条に規定する講習を修了した者及び旧令第五十一条の二第二号の規定により消防庁長官が認定した者については、この告示による改正後の救急隊員及び准救急隊員の応急処置等の基

準第五条及び第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

救急隊員の行う応急処置等の基準を改正する告示 新旧対照条文

◎ 救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和五三年消防庁告示第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この基準は、救急隊員及び准救急隊員（以下「隊員」という。）の行う応急処置等の基準となるべき事項を定め、もつて救急業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この基準において救急隊員とは、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。次項において「令」という。）第四十四条第五項又は第四十四条の二第三項に該当する者をいう。</p> <p>2 この基準において准救急隊員とは、令第四十四条第六項に該当する者をいう。</p> <p>（応急処置を行う場合）</p> <p>第三条 隊員は、傷病者を医療機関その他の場所に收容し、又は救急現場に医師が到着し、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、傷病者の状態その他の条件から応急処置を施さなければその生命が危険であり、又はその症状が悪化する恐れがあると認められる場合に応急処置を行うものとする。</p> <p>（観察等）</p>	<p>救急隊員 〃の行う応急処置等の基準</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この基準は、救急隊員 〃の行う応急処置等の基準となるべき事項を定め、もつて救急業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>（救急隊員の意義）</p> <p>第二条 この基準において救急隊員とは、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号 〃）第四十四条第三項又は第四十四条の二第三項に該当する者をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（応急処置を行う場合）</p> <p>第三条 救急隊員は、傷病者を医療機関その他の場所に收容し、又は救急現場に医師が到着し、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、傷病者の状態その他の条件から応急処置を施さなければその生命が危険であり、又はその症状が悪化する恐れがあると認められる場合に応急処置を行うものとする。</p> <p>（観察等）</p>

第五条 救急隊員は、応急処置を行う前に、傷病者の症状に応じて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い傷病者の観察等を行うものとする。

区分	方法
(一) 顔貌	表情や顔色を見る。
(二) 意識の状態	ア 傷病者の言動を観察する。 イ 呼びかけや皮膚の刺激に対する反応を調べる。 ウ 瞳孔の大きさ、左右差、変形の有無を調べる。 エ 懐中電灯等光に対する瞳孔反応を調べる。
(三) 出血	出血の部位、血液の色及び出血の量を調べる。
(四) 脈拍の状態	橈骨動脈、総頸動脈、大腿動脈等を指で触れ、脈の有無、強さ、規則性、脈の早さを調べる。
(五) 呼吸の状態	ア 胸腹部の動きを調べる。 イ 頬部及び耳を傷病者の鼻及び口元に寄せて空気の動きを感じとる。
(六) 皮膚の状態	皮膚や粘膜の色及び温度、付着物や吐物等の有無及び性状、創傷の有無及び性状、発汗の状態等を調

第五条 救急隊員は、応急処置を行う前に、傷病者の症状に応じて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い傷病者の観察等を行うものとする。

区分	方法
(一) 顔貌	表情や顔色を見る。
(二) 意識の状態	ア 傷病者の言動を観察する。 イ 呼びかけや皮膚の刺激に対する反応を調べる。 ウ 瞳孔の大きさ、左右差、変形の有無を調べる。 エ 懐中電灯等光に対する瞳孔反応を調べる。
(三) 出血	出血の部位、血液の色及び出血の量を調べる。
(四) 脈拍の状態	橈骨動脈、総頸動脈、大腿動脈等を指で触れ、脈の有無、強さ、規則性、脈の早さを調べる。
(五) 呼吸の状態	ア 胸腹部の動きを調べる。 イ 頬部及び耳を傷病者の鼻及び口元に寄せて空気の動きを感じとる。
(六) 皮膚の状態	皮膚や粘膜の色及び温度、付着物や吐物等の有無及び性状、創傷の有無及び性状、発汗の状態等を調

図 (十二) 心電	(十一) 血中 酸素飽和 度の状態	(十) 心音及 び呼吸音 等の状態	(九) 血圧の 状態	(八) 周囲の 状況	(七) 四肢の 変形や運 動の状態	
心電計及び心電図伝送装置を使用して心電図伝送等を行う。	血中酸素飽和度測定器を使用して血中酸素飽和度を測定する。	聴診器を使用して心音及び呼吸音等を聴取する。	血圧計を使用して血圧を測定する。	。 傷病発生の原因に関連した周囲の状況を観察する	四肢の変形や運動の状態を調べる。	べる。

(八) 周囲の 状況	
(新設) 。 傷病発生の原因に関連した周囲の状況を観察する	(七) 四肢の 変形や運 動の状態 四肢の変形や運動の状態を調べる。 べる。

2 准救急隊員は、応急処置を行う前に、傷病者の症状に応じて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い傷病者の観察等を行うものとする。

区分	方法
(一) 顔貌	表情や顔色を見る。
(二) 意識の状態	ア 傷病者の言動を観察する。 イ 呼びかけや皮膚の刺激に対する反応を調べる。 ウ 瞳孔の大きさ、左右差、変形の有無を調べる。 エ 懐中電灯等光に対する瞳孔反応を調べる。
(三) 出血	出血の部位、血液の色及び出血の量を調べる。
(四) 脈拍の状態	橈骨動脈、総頸動脈、大腿動脈等を指で触れ、脈の有無、強さ、規則性、脈の早さを調べる。
(五) 呼吸の状態	ア 胸腹部の動きを調べる。

2 消防庁長官、都道府県知事、市町村長又は消防庁長官が定める者が行う救急業務に関する講習の課程で、消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）別表第二に掲げるもの又はこれと同等以上と認められる講習の課程を修了した救急隊員は、前項に掲げるもののほか、応急処置を行う前に、傷病者の症状に応じて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い傷病者の観察等を行うものとする。

区分	方法
(一) 血圧の状態	血圧計を使用して血圧を測定する。
(二) 心音及び呼吸音等の状態	聴診器を使用して心音及び呼吸音等を聴取する。
(三) 血中酸素飽和度の状態	血中酸素飽和度測定器を使用して血中酸素飽和度を測定する。
(四) 心電図	心電計及び心電図伝送装置を使用して心電図伝送等を行う。

状態	イ 頰部及び耳を傷病者の鼻及び口元に寄せて空気の動きを感じとる。
(六) 皮膚の状態	皮膚や粘膜の色及び温度、付着物や吐物等の有無及び性状、創傷の有無及び性状、発汗の状態等を調べる。
(七) 四肢の変形や運動の状態	四肢の変形や運動の状態を調べる。
(八) 周囲の状況	傷病発生の原因に関連した周囲の状況を観察する。
(九) 血圧の状態	ア 自動式血圧計を使用して血圧を測定する。 イ 救急隊員と連携して、手動式血圧計を使用して血圧を測定する。
(十) 血中酸素飽和度の状態	血中酸素飽和度測定器を使用して血中酸素飽和度を測定する。

3 隊員 は、応急処置を行う前に、傷病者本人又は家族その他の関係者から主訴、原因、既往症を聴取するものとする。

(応急処置の方法)

3 救急隊員は、応急処置を行う前に、傷病者本人又は家族その他の関係者から主訴、原因、既往症を聴取するものとする。

(応急処置の方法)

第六条 救急隊員は、前条第一項の観察等の結果に基づき、傷病者の症状に応じて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い応急処置を行うものとする。

区分	方法
(一) 意識、呼吸、循環の障害に対する処置	ア 気道確保 (ア) 口腔内の清拭 直接手指又は手指にガゼを巻き、異物を口角部からかき出す。 (イ) 口腔内の吸引 口腔内にある血液や粘液等を吸引器を用いて吸引し除去する。 (ウ) 咽頭異物の除去 背部叩打法又はハイムリック法により咽頭異物を除去する。 (エ) 喉頭鏡又は鉗子等による異物の除去 喉頭鏡及び異物除去に適した鉗子等を使用して吐物及び異物を除去する。 (オ) 頭部後屈法又は下顎挙上法による気道確保 頭部後屈法又は下顎挙上

第六条 救急隊員は、前条の観察等の結果に基づき、傷病者の症状に応じて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い応急処置を行うものとする。

区分	方法
(一) 意識、呼吸、循環の障害に対する処置	ア 気道確保 (ア) 口腔内の清拭 直接手指又は手指にガゼを巻き、異物を口角部からかき出す。 (イ) 口腔内の吸引 口腔内にある血液や粘液等を吸引器を用いて吸引し除去する。 (ウ) 咽頭異物の除去 背部叩打法又はハイムリック法により咽頭異物を除去する。 (エ) (新設) 頭部後屈法又は下顎挙上法による気道確保 頭部後屈法又は下顎挙上

イ 人工呼吸	
<p>(ア) 呼気吹き込み法による人工呼吸</p> <p>工呼吸</p> <p>次の方法により直接傷病者の口や鼻から呼気を吹き込む。</p> <p>a 口対口による人工呼吸</p> <p>b 口対鼻による人工呼吸</p> <p>c 口対ポケットマスクによる人工呼吸</p> <p>(イ) 手動式人工呼吸器（マスクバッグ人工呼吸器）による人工呼吸</p> <p>手動式人工呼吸器を用いて人工呼吸を行う。</p> <p>(ウ) 自動式人工呼吸器による人工呼吸</p> <p>自動式人工呼吸器を用いて人工呼吸を行う。</p> <p>(削除)</p>	<p>法で気道を確保する。</p> <p>(カ) エアウェイによる気道確保</p> <p>気道確保を容易にするためエアウェイを挿入する。</p>
イ 人工呼吸	
<p>(ア) 呼気吹き込み法による人工呼吸</p> <p>工呼吸</p> <p>次の方法により直接傷病者の口や鼻から呼気を吹き込む。</p> <p>a 口対口による人工呼吸</p> <p>b 口対鼻による人工呼吸</p> <p>c 口対ポケットマスクによる人工呼吸</p> <p>(イ) 手動式人工呼吸器（マスクバッグ人工呼吸器）による人工呼吸</p> <p>手動式人工呼吸器を用いて人工呼吸を行う。</p> <p>(ウ) 自動式人工呼吸器による人工呼吸</p> <p>自動式人工呼吸器を用いて人工呼吸を行う。</p> <p>(エ) 用手工呼吸</p>	<p>法で気道を確保する。</p> <p>(オ) エアウェイによる気道確保</p> <p>気道確保を容易にするためエアウェイを挿入する。</p>

(二) 外出血の止血に関する処置					
イ 間接圧迫による止血	ア 出血部の直接圧迫による止血	オ 酸素吸入	エ 除細動	ウ 胸骨圧迫心マッサージ	
出血部より中枢側を手指又は止血帯により圧迫して止血する。	出血部を手指又は包帯を用いて直接圧迫して止血する。	加湿流量計付酸素吸入装置その他の酸素吸入器による酸素吸入を行う。	自動体外式除細動器による除細動を行う。	(イ) 自動式心マッサージ器を用いて心マッサージを行う。 (ア) 手を用いて胸骨をくり返し圧迫することにより心マッサージを行う。	

(二) 外出血の止血に関する処置					
イ 間接圧迫による止血	ア 出血部の直接圧迫による止血	オ 酸素吸入	エ 除細動	ウ 胸骨圧迫心マッサージ	
出血部より中枢側を手指又は止血帯により圧迫して止血する。	出血部を手指又はほう帯を用いて直接圧迫して止血する。	加湿流量計付酸素吸入装置その他の酸素吸入器による酸素吸入を行う。	自動体外式除細動器による除細動を行う。	手を用いて胸骨をくり返し圧迫することにより心マッサージを行う。	ジルベスター法変法又はアイブイ法等により人工呼吸を行う。

(三) 創傷に 対する処 置	(四) 骨折に 対する処 置	(五) 血圧の 保持に関 する処置 及び骨折 に対する 処置	(六) 体位	(七) 保温	(八) その他
創傷をガーゼ等で被覆し包帯をする。	副子を用いて骨折部分を固定する。	ショック・パンツを使用して血圧の保持と骨折肢の固定を行う。	傷病者の症状や創傷部の保護等に適した体位をとる。	毛布等により保温する。	ア 傷病者の生命の維持又は症状の悪化の防止に必要と認められる処置を行う。 イ 在宅療法継続中の傷病者の搬送時に、継続されている療法を維持するために必要な処置を行う。

(三) 創傷に 対する処 置	(四) 骨折に 対する処 置	(新設)	(五) 体位	(六) 保温	(七) その他
創傷をガーゼ等で被覆しほう帯をする。	副子を用いて骨折部分を固定する。		傷病者の症状や創傷部の保護等に適した体位をとる。	毛布等により保温する。	傷病者の生命の維持又は症状の悪化の防止に必要なと認められる処置を行う。

2 准救急隊員は、前条第二項の観察等の結果に基づき、傷病者の症状に依りて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い応急処置を行うものとする。

区分		方法
イ 人工呼吸	(一) 意識、呼吸、循環の障害に対する処置	ア 気道確保
		(ア) 口腔内の清拭 直接手指又は手指にガーゼを巻き、異物を口角部からかき出す。 (イ) 口腔内の吸引 口腔内にある血液や粘液等を吸引器を用いて吸引し除去する。 (ウ) 咽頭異物の除去 背部叩打法又はハイムリック法により咽頭異物を除去する。 (エ) 頭部後屈法又は下顎拳上法による気道確保 頭部後屈法又は下顎拳上法で気道を確保する。
エ 人工呼吸	(ア) 呼吸吹き込み法による人工呼吸	

2 前条第二項に規定する救急隊員は、前項に掲げるもののほか、前条の観察等の結果に基づき、傷病者の症状に依りて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い応急処置を行うものとする。

区分		方法
(二) 血圧の保持に関する処置並びに骨折に対する処置	(一) 意識、呼吸、循環の障害に対する処置	ア 気道確保
		(ア) 吐物及び異物の除去 喉頭鏡及び異物除去に適した鉗子等を使用して吐物及び異物を除去する。 (イ) 経鼻エアージェットによる気道確保 気道確保を容易にするため経鼻エアージェットを挿入する。
	(二) 血圧の保持に関する処置並びに骨折に対する処置	イ 胸骨圧迫心マッサージ 自動式心マッサージ器を用いて心マッサージを行う。 ショック・パンツを使用して血圧の保持と骨折の固定を行う。

(二) 外出血				
ア 出血部の直	オ 酸素吸入	エ 除細動	ウ 胸骨圧迫心マッサージ	
出血部を手指又は包帯を用い	救急隊員と連携して、加湿流量計付酸素吸入装置その他の酸素吸入器による酸素吸入を行う。	自動体外式除細動器による除細動を行う。	手を用いて胸骨をくり返し圧迫することにより心マッサージを行う。	<p>次の方法により直接傷病者の口や鼻から呼吸を吹き込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 口対口による人工呼吸 b 口対鼻による人工呼吸 c 口対ポケットマスクによる人工呼吸 <p>(イ) 手動式人工呼吸器（マスクバッグ人工呼吸器）による人工呼吸</p> <p>手動式人工呼吸器を用いて人工呼吸を行う。</p>

(三) その他

在宅療法継続中の傷病者の搬送時に、継続されている療法を維持するために必要な処置を行う。

(七) その他	(六) 保温	(五) 体位	(四) 骨折に 対する処 置	(三) 創傷に 対する処 置	の止血に 関する処 置	
					接圧迫による 止血	て直接圧迫して止血する。
傷病者の生命の維持又は症状の悪化の防止に必要 と認められる処置を行う。	毛布等により保温する。	傷病者の症状や創傷部の保護等に適した体位をと る。	副子を用いて骨折部分を固定する。	創傷をガーゼ等で被覆し包帯をする。	イ 間接圧迫に よる止血	出血部より中枢側を手指又は 止血帯により圧迫して止血する 。

3 救急救命士（救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第
二項に規定する救急救命士をいう。）の資格を有する隊員は、
前二項に掲げるもののほか、救急救命士法の定めるところにより、

3 救急救命士（救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第
二項に規定する救急救命士をいう。）の資格を有する救急隊員は、
前二項に掲げるもののほか、救急救命士法の定めるところにより、

応急処置を行うものとする。

(医師の指示の下に行う応急処置)

第七条 傷病者が医師の管理下にある場合において医師の指示があるときは、隊員 は前二条の規定によることなく医師の指示に従い応急処置を行うものとする。

応急処置を行うものとする。

(医師の指示の下に行う応急処置)

第七条 傷病者が医師の管理下にある場合において医師の指示があるときは、救急隊員 は前二条の規定によることなく医師の指示に従い応急処置を行うものとする。

○消防庁告示第三号

昭和五十七年消防庁告示第一号（救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者を定める件）は、平成二十九年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年二月八日

消防庁長官 青木 信之

○消防庁告示第四号

消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月八日

消防庁長官 青木 信之

第二条第七号中「第二条第八号」を「第二条第八項」に改め、同条第十号中「第二条第九号」を「第二条第九項」に、「消防吏員」を「消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第四十四条第五項に規定する消防吏員(以下「救急隊員」という。）」の一隊又は救急隊員及び同条第六項に規定する消防職員(第二十八条において「准救急隊員」という。）」に改める。

第六条中「(昭和三十六年政令第三十七号)」を削る。

第二十八条第一項中「救急自動車に搭乗する救急隊の隊員」を「消防法施行令第四十四条第一項に規定する救急隊の救急自動車に搭乗する救急隊員」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び第三項」を「並びに第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「救急隊の隊員」を「救急隊員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「救急隊

の隊員」を「救急隊員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 消防法施行令第四十四条第二項に規定する救急隊の救急自動車に搭乗する隊員の数は、救急隊員二人及び
び准救急隊員一人とする。

第三十三条第一項及び第二項中「救急隊の隊員と」を「救急隊員と」に改める。

第三十四条第二項中「救急隊の隊員」を「救急隊員」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 消防隊 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）<u>第二条第八項</u>に規定する消防隊のうち、救助隊及び指揮隊以外のものをいう。</p> <p>八〜九 (略)</p> <p>十 救急隊 消防法<u>第二条第九項</u>に規定する救急業務を行う消防法<u>施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第五項</u>に規定する消防吏員（以下「<u>救急隊員</u>」という。）の一隊又は救急隊員及び同条第六項に規定する消防職員（<u>第二十八条</u>において「<u>准救急隊員</u>」という。）の一隊をいう。</p> <p>(旅館等の割合の大きい市街地及び準市街地の特例)</p> <p>第六条 市街地又は準市街地の区域内における消防法<u>施行令</u> 別表第一（以下「<u>令別表</u>」という。）に定める（五）項イの防火対象物の数の当該市街地又は準市街地の区域内の人口に対する割合が、他の市街地又は準市街地の区域内における割合に比して著しく大きいときは、<u>第四条</u>及び<u>第五条</u>の規定の適用については、当該市街地又は準市街地の区域内の人口に、次の算</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 消防隊 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）<u>第二条第八号</u>に規定する消防隊のうち、救助隊及び指揮隊以外のものをいう。</p> <p>八〜九 (略)</p> <p>十 救急隊 消防法<u>第二条第九号</u>に規定する救急業務を行う消防吏員</p> <p>の一隊をいう。</p> <p>(旅館等の割合の大きい市街地及び準市街地の特例)</p> <p>第六条 市街地又は準市街地の区域内における消防法<u>施行令（昭和三十六年政令第三十七号）</u>別表第一（以下「<u>令別表</u>」という。）に定める（五）項イの防火対象物の数の当該市街地又は準市街地の区域内の人口に対する割合が、他の市街地又は準市街地の区域内における割合に比して著しく大きいときは、<u>第四条</u>及び<u>第五条</u>の規定の適用については、当該市街地又は準市街地の区域内の人口に、次の算</p>

式により算出された人口を加えた数を当該市街地又は準市街地の区域内の人口とみなす。

(略)

(救急隊の隊員)

第二十八条 消防法施行令第四十四条第一項に規定する救急隊の救急自動車に搭乗する救急隊員 の数は、救急自動車一台につき三人とする。ただし、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であつて、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗しているときは、救急自動車一台につき二人とすることができる。

2 消防法施行令第四十四条第二項に規定する救急隊の救急自動車に搭乗する隊員の数は、救急隊員二人及び准救急隊員一人とする。

3 救急業務の対象となる事案が特に多い地域においては、地域の実情に応じて前二項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の代替要員を確保するものとする。

4 救急用航空機に搭乗する救急隊員 の数は、救急用航空機一機につき二人とする。

5 第一項及び第二項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊員のうち、一人は、消防士長以上の階級にある者とするものとする。

6 第一項及び第二項の規定による救急自動車並びに第四項の規定による救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員のうち、一人以上は、救急救命士とするものとする。

(兼務の基準)

式により算出された人口を加えた数を当該市街地又は準市街地の区域内の人口とみなす。

(略)

(救急隊の隊員)

第二十八条 救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の数は、救急自動車一台につき三人とする。ただし、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であつて、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗しているときは、救急自動車一台につき二人とすることができる。

2 救急業務の対象となる事案が特に多い地域においては、地域の実情に応じて前項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の代替要員を確保するものとする。

3 救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員の数は、救急用航空機一機につき二人とする。

4 第一項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊の隊員のうち、一人は、消防士長以上の階級にある者とするものとする。

5 第一項の規定による救急自動車及び第三項の規定による救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員のうち、一人以上は、救急救命士とするものとする。

(兼務の基準)

第三十三条 消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車及び救急自動車を配置した消防本部又は署所の管轄区域において、当該救急自動車の出動中に火災が発生する頻度がおおむね二年に一回以下であり、当該救急自動車が出動中であつても当該消防本部又は当該署所ごとに消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車の速やかな出動に必要な消防隊の隊員を確保でき、かつ、当該救急自動車に搭乗する専任の救急隊の隊員を配置することが困難である場合には、当該消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員は、救急自動車に搭乗する救急隊員と兼ねることができる。

2 消防ポンプ自動車（第十条の規定により消防ポンプ自動車とみなされる化学消防車を含む。以下この項において同じ。）及び救急自動車を配置した都市部の署所の管轄区域において当該救急自動車の出動中に火災が発生した場合において、当該署所とその管轄区域が隣接する消防署又はその出張所（以下この項において「隣接署所」という。）に配置された消防ポンプ自動車の出動によつて延焼防止のための消防活動を支障なく行うことができ、当該署所の消防ポンプ自動車及び救急自動車の出動状況等を隣接署所において常時把握することができる体制を有し、かつ、当該救急自動車に搭乗する専任の救急隊の隊員を配置することが困難である場合には、当該消防ポンプ自動車に搭乗する消防隊の隊員は、救急自動車に搭乗する救急隊員と兼ねることができる。

3
3 4 (略)

(消防本部及び署所の消防職員の総数)

第三十四条 消防本部及び署所における消防職員の総数は、次の各号

第三十三条 消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車及び救急自動車を配置した消防本部又は署所の管轄区域において、当該救急自動車の出動中に火災が発生する頻度がおおむね二年に一回以下であり、当該救急自動車が出動中であつても当該消防本部又は当該署所ごとに消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車の速やかな出動に必要な消防隊の隊員を確保でき、かつ、当該救急自動車に搭乗する専任の救急隊の隊員を配置することが困難である場合には、当該消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員は、救急自動車に搭乗する救急隊員と兼ねることができる。

2 消防ポンプ自動車（第十条の規定により消防ポンプ自動車とみなされる化学消防車を含む。以下この項において同じ。）及び救急自動車を配置した都市部の署所の管轄区域において当該救急自動車の出動中に火災が発生した場合において、当該署所とその管轄区域が隣接する消防署又はその出張所（以下この項において「隣接署所」という。）に配置された消防ポンプ自動車の出動によつて延焼防止のための消防活動を支障なく行うことができ、当該署所の消防ポンプ自動車及び救急自動車の出動状況等を隣接署所において常時把握することができる体制を有し、かつ、当該救急自動車に搭乗する専任の救急隊の隊員を配置することが困難である場合には、当該消防ポンプ自動車に搭乗する消防隊の隊員は、救急自動車に搭乗する救急隊員と兼ねることができる。

3
3 4 (略)

(消防本部及び署所の消防職員の総数)

第三十四条 消防本部及び署所における消防職員の総数は、次の各号

に掲げる数を合算して得た数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とする。

一 消防本部及び署所の管理する消防用自動車等のうち非常用消防用自動車等以外のものを常時運用するために必要な消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員の数（ただし、消防隊の隊員については、火災の鎮圧等に支障のない範囲内で、消防用自動車等のうち複数のものについて、一の消防隊が搭乗することを、消防本部の規模及び消防用自動車等の保有状況等を勘案して消防庁長官が定めるところによりあらかじめ定めている場合にあつては、当該複数のものそれぞれを常時運用するとして場合に、それぞれについて必要となる消防隊の隊員の数のうち最大のものとする。）

二（四）（略）

2 前項の規定により消防職員の総数を計算する場合には、前条第一項及び第二項の規定により消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員が救急自動車に搭乗する救急隊員と兼ねる場合にあつては、前項第一号中「ただし」とあるのは「ただし、救急隊員を兼ねる消防隊の隊員については、当該消防隊の隊員が搭乗する消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車を常時運用するために必要な消防隊の隊員の数とし」と、前条第三項の規定により予防要員について予防要員をもって充てる場合にあつては、前項第三号中「予防要員の数」とあるのは「予防要員の数から警防要員をもって充てる数を除いた数」と読み替えるものとする。

に掲げる数を合算して得た数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とする。

一 消防本部及び署所の管理する消防用自動車等のうち非常用消防用自動車等以外のものを常時運用するために必要な消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員の数（ただし、消防隊の隊員については、火災の鎮圧等に支障のない範囲内で、消防用自動車等のうち複数のものについて、一の消防隊が搭乗することを、消防本部の規模及び消防用自動車等の保有状況等を勘案して消防庁長官が定めるところによりあらかじめ定めている場合にあつては、当該複数のものそれぞれを常時運用するとして場合に、それぞれについて必要となる消防隊の隊員の数のうち最大のものとする。）

二（四）（略）

2 前項の規定により消防職員の総数を計算する場合には、前条第一項及び第二項の規定により消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員が救急自動車に搭乗する救急隊の隊員と兼ねる場合にあつては、前項第一号中「ただし」とあるのは「ただし、救急隊の隊員を兼ねる消防隊の隊員については、当該消防隊の隊員が搭乗する消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車を常時運用するために必要な消防隊の隊員の数とし」と、前条第三項の規定により予防要員について予防要員をもって充てる場合にあつては、前項第三号中「予防要員の数」とあるのは「予防要員の数から警防要員をもって充てる数を除いた数」と読み替えるものとする。

○消防庁告示第五号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第五十一条第四項の規定に基づき、消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月八日

消防庁長官 青木 信之

第五条第一項中「救急科」の下に「、准救急科」を加え、同条第二項第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 准救急科 次に掲げるもの

イ 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有していること。

ロ 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。

ハ 応急処置に必要な技能を十分に発揮できること。

ニ 救急用器具及び材料を十分に取り扱うことができること。

附則第二条中「消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条」を「消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第四号）の規定による改正前の消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下この条において「旧令」という。）第五十一条」に、「同令第五十一条の二」を「旧令第五十一条の二」に改める。

別表第二七を別表第二八とし、別表第二六の次に次の表を加える。

7 准救急科

教 科 目	単 位 時 間 数
救 急 業 務 及 び 救 急 医 学 の 基 礎	15
応 急 処 置 の 総 論	42
病 態 別 応 急 処 置	15
特 殊 病 態 別 応 急 処 置	
実 習 及 び 行 事	20
計	92

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

ハ 応急処置に必要な技能を十分に發揮できること。

ニ 救急用器具及び材料を十分に取り扱うことができること。

八 救助科 (略)

3 消防職員に対する専科教育の標準的な教科目及び単位時間数は、科の種別に応じ、別表第二のとおりとする。

4 (略)

附 則

(経過措置)

第二条 この告示による改正前の消防学校の教育訓練の基準別表第二(3)に規定する救急Ⅱ課程は、当分の間、消防法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年総務省令第四号)の規定による改正前の消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下この条において「旧令」という。)第五十一条に定める講習の課程を修了した者及び旧令第五十一条の二の規定により救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有すると認定された者に対して行うことができる。

別表第二

消防職員に対する専科教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び単位時間数

1～5 (略)

6 救急科

教 科 目	単 位 時 間 数
救急業務及び救急医学の基礎	50
応 急 処 置 の 総 論	73

七 救助科 (略)

3 消防職員に対する専科教育の標準的な教科目及び単位時間数は、科の種別に応じ、別表第二のとおりとする。

4 (略)

附 則

(経過措置)

第二条 この告示による改正前の消防学校の教育訓練の基準別表第二(3)に規定する救急Ⅱ課程は、当分の間、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第五十一条に定める講習の課程を修了した者及び旧令第五十一条の二の規定により救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有すると認定された者に対して行うことができる。

別表第二

消防職員に対する専科教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び単位時間数

1～5 (略)

6 救急科

教 科 目	単 位 時 間 数
救急業務及び救急医学の基礎	50
応 急 処 置 の 総 論	73

病態別応急処置	67
特殊病態別応急処置	25
実習及びび行事	35
計	250

7 准救急科

教科科目	単位時間数
救急業務及び救急医学の基礎	15
応急処置の総論	42
病態別応急処置	15
特殊病態別応急処置	
実習及びび行事	20
計	92

8 救助科 (略)

病態別応急処置	67
特殊病態別応急処置	25
実習及びび行事	35
計	250

(案読)

7 救助科 (略)